

## 四国中央市地域おこし協力隊要綱

平成 28 年 10 月 25 日

告示第 160 号

### (目的)

第 1 条 この告示は、本市の人口減少及び高齢化が進展する現状に鑑み、市外から地域の活性化の担い手となる人材を確保するとともに、その移住及び定住を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づく四国中央市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することにより、地域の活性化に必要な施策を推進し、もって地域の活力の維持及び強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項に規定するみなし過疎地域（以下「みなし過疎地域」という。）及び同条第 2 項に規定する一部過疎地域（以下「一部過疎地域」という。）を含む。以下「過疎地域」という。）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に規定する振興山村（以下「振興山村」という。）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域（以下「離島振興対策実施地域」という。）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に規定する対象地域（以下「奄美群島地域等」という。）を有する市町村をいう。
- (2) 都市地域 条件不利地域以外の市区町村をいう。
- (3) 全部条件不利地域 条件不利地域のうち、過疎地域（一部過疎地域を除く。）、その区域の全部が振興山村、離島振興対策実施地域及び半島振興対策実施地域並びに奄美群島地域等に該当する市町村をいう。
- (4) 一部条件不利地域 条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- (5) 条件不利区域 一部条件不利地域のうち、一部過疎地域に係る過疎地域（みなし過疎地域及び一部過疎地域を除く。）とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域及び半島振興対策実施地域をいう。

### (職務)

第 3 条 協力隊の職務は、次に掲げるもののうちから市長が指示するものとする。

- (1) 農林漁業の振興支援
- (2) 住民の生活支援
- (3) 地域コミュニティの活性化支援
- (4) 観光振興に関する支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職務

### (採用)

第 4 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうち

から市長が採用する。

(1) 次のいずれかに該当する者。ただし、任用の決定をされる前に市内に定住している者を除く。

ア 都市地域又は一部条件不利地域（条件不利区域を除く。）から生活の本拠を市内に移し、住民登録することが可能な者

イ 他の市区町村において2年以上の地域おこし協力隊の隊員の経験を有し、解任から1年以内の者であって、生活の本拠を市内に移し、住民登録することが可能なもの

(2) 心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる者

(3) 地域の活性化に深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動する意欲がある者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件に該当する者

（身分）

第5条 隊員の身分は、地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員とする。

（任用期間）

第6条 隊員の任用期間は、1年とする。

2 前項の任用期間の基準日は、市長が定める日とする。

3 隊員は、任用した日から3年を超えない範囲内において再任されることができる。

（勤務時間）

第7条 隊員の勤務時間は、週35時間を超えない範囲内において市長が別に定める。

（給与等）

第8条 隊員の給与及び費用弁償は、四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四国中央市条例第22号）の定めるところによる。

2 市長は、隊員の活動に要する経費のうち市長が特に必要と認めるものについて予算の範囲内で負担することができる。

（解任）

第9条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行が困難となったとき。

(3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（活動内容の報告）

第10条 隊員は、毎月の活動内容について、市長が別に定める日までに活動実績報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 4 条の規定による任用に係る必要な手続については、この告示の施行の日前においてもこれを行うことができる。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日告示第 60 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 10 条関係）

活動実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

氏名

印

年 月分の活動内容について、四国中央市地域おこし協力隊要綱第 10 条の規定により次のとおり報告します。

勤務地域	
活動内容	
備考	